販売者

表示例① 名称 玄米 原料玄米 品種 産地 産年 使用割合 未検査米 国内産 10割 内容量 300g 平成 〇年 〇月 〇日 調製年月日 氏名又は名称

産地、品種、産年の証明を受けていない場合、 「未検査米」等と記載します。 品種名、産年は表示できません。

任意で産地表示する場合

表示例② 産地を表示する場合

	名称	玄米						
	原料玄米	産地	<u> </u>	品種	産年	E	使用割合	
		未検査米					1	
		国内産 (〇〇県	建	(産地オ	·検査)	1	10割 (0割)	\
	内容量	300g						
	調製年月日	ম	ヹ成	〇年	〇月	OE	3	
	販売者	氏名又は名 住所 電話番号	称					

↓ 産地、品種、産年の証明を受けていない場合、 「未検査米」等と記載します。 ↓ 品種名、産年は表示できません。

国産品は「国内産」と「使用割合」を記載します。 任意で産地を表示する場合は、産地の次に(産地未検査)と記載し、使用割合を記載します。

※米トレーサビリティ法に基づき伝達された産地をその事実に基づいて表示する場合には、「産地未検査」と記載しています。

|枠外に「産地未検査」の注記をしてください。

表示例① 産年を表示する場合

住所

電話番号

名称	玄米					
原料玄米	産地	品種		産年	使用割合	À
	一部証明	米			1 0 = 11	
	国内産		(○○年産	10割4	
内容量	300g					
調製年月日	平	成	〇年	〇月	ОВ	
販売者	氏名又は 住所 電話番号	 名称				

農産物検査法に基づく産地銘柄が設定されていない場合、「産年」のみの証明になります。 「産年」の証明を受けた場合、原料玄米名は「一部証明米」又は「一部未検査米」とします。 国産品は「国内産」と「使用割合」の次に括弧を付け「産年」、「使用割合」を記載してください。 (品種名は表示できません。)

任意で産地表示する場合

表示例② 産年、産地を表示する場合

名称	玄米				
原料玄米	産地	品種	産年	使用割合	
	一部証明米)	
	国内産 (○○県産	(産地未検	査)○○年産	10割 📗	
内容量	3 0 0 g				
調製年月日		平成 〇年	ОЛ ОП		
販売者	氏名又は名 住所 電話番号	称			

農産物検査法に基づく産地銘柄が設定されていない場合、「産年」のみの証明になります。 「産年」の証明を受けた場合、原料玄米名は「一部証明米」又は「一部未検査米」とし、産年を記載してください。(品種名は表示できません。) 国産品は「国内産」と「使用割合」を記載します。 任意で産地を表示する場合は、「産地」の次に (産地未検査)と記載し、「産年」、「使用割合」を記載します。

※米トレーサビリティ法に基づき伝達された産地をその事実に基づいて 表示する場合には、「産地未検査」と記載しています。

枠外に「産地未検査」の注記をしてください。

表示例

名称	玄米			
原料玄米	産地	産地 品種		
	単一原料米			
	富山県	赤むすび	23年産	
内容量	300g			
調製年月日	平成(O年 O月		
販売者	氏名又は名称 住所 電話番号			

→ 農産物検査法に基づく産地銘柄が設定された「赤むすび」、 「黒むすび」について証明を受けた場合、原料玄米名は「単 一原料米」とし、産地、品種、産年を記載してください。

※現在、富山県内で品種の検査証明を受けることができる有色素米は「赤むすび(富山赤71号)」、「黒むすび」に限られます。

共通注意事項

 大地圧息事項

 名称
 玄米

 原料玄米
 産地

 内容量
 300g

 調製年月日
 平成 〇年 〇月 〇日

 販売者
 氏名又は名称 住所 電話番号
 「玄米」、「もち精米」、「胚芽精米」、「うるち精米」(うるちを省略しても可)の中からその内容を表す名称を記載します。 玄米で販売する古代米の場合、名称は「玄米」となります。

内容重量をグラムまたはキログラムで単位を明記して記載してください。

玄米は原料玄米を調製した年月日を、精米は原料玄米を精白した年月日を記載してください。

販売者の氏名または名称、住所及び電話番号を記載してく」ださい。表示を行う者が精米工場である場合は「販売者」に 代えて「精米工場」と記載してください。

表示に用いる文字は日本工業規格Z8305(1962)に規定する12ポイント(内容量が3kg以下のものは8ポイント)の活字以上の大きさの統一のとれた活字を使用してください。

Q赤米、黒米、紫黒米と呼ばれているいわゆる古代米も玄米及び精米品質基準の対象になるのですか。 この場合、どのように表示すればよいのですか。

Α

- 1. これらのいわゆる古代米はその玄米の表皮の色沢 等から「赤米」、「黒米」、「紫黒米」 等と呼ばれていますが、いずれも玄米に該当します ので、玄米及び精米品質表示基準の対象になります。
- 2. また、品種の特定はできませんが、赤米、黒米、紫黒米等は一般の玄米と比較して商品特性が明らかに異なり、消費者が外観から容易に判断できることから、一括表示欄の外に赤米等と記載して差し支えありません。



Q農産物検査法による証明とは具体的にどのようなものですか。

Δ

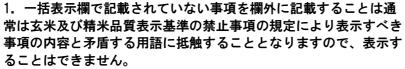
1. 農産物検査法に基づく検査においては、証明書の 交付又は包装への表示の形で産年、銘柄等の証明 がなされます。一括表示欄には、この証明書等に記 された産年及び銘柄(例:〇〇県△△ヒカリ)に基づき、 産年、産地、品種を記載します。



2. いわゆる古代米については、農産物検査法に基づく産地銘柄の設定がないものは、同法においての証明は「産年」のみです。

人的庄子(

Q一括表示以外の場所に、一括表示で記載されていない産地、品種 又は産年を記載してはいけないのですか。



2. したがって、欄外に産地、品種又は産年等を記載する場合は、 一括表示の原料玄米欄においても記載されていなければなりません。

> 食品品質表示制度の手引とQ&A((財)食品流通構造改善促進機構)より (一部改変)

食品表示110番窓口

富山県の食品表示に関する統一的な相談窓口(ワンストップサービス)です。 富山県内の消費者や食品事業者から、食品表示に関するご意見、ご相談、ご質問等を受け付けております。

担当 富山県農林水産部 農産食品課 食品安全係 TEL:076-444-8484 (午前9時~午後5時(土、日、祝日等を除く)) FAX:076-444-8600

平成23年7月

いわゆる古代米(有色素米)の一括表示について

赤米、黒米などと呼ばれている「いわゆる古代米(有色素米)」については、 農産物検査法に基づく検査証明を受けているかどうかによって、一括表示 の方法が異なります。検査を受けた場合、産地品種銘柄が設定されていな くとも産年の証明がされ、産年の表示が可能になります。

また、米トレーサビリティ法の施行に伴い、平成23年7月以降出荷する玄 米及び精米は検査証明を受けていなくても、産地情報を任意で記載できる ようになりました。

チェック①

いわゆる古代米(有色素米)のうち、富山県で育成した「赤むすび」「黒むすび」、 は平成23年度産から、農産物検査に基づく産地品種銘柄となりました。検査を受けた「赤むすび」、「黒むすび」は産地、品種、産年の表示ができます。



チェック②

農産物検査において産地の証明を受けていない原料玄米についても、米トレー サビリティ法に基づき伝達される産地を記載することができるようになりました。 ただし、産地に関する検査証明の有無を確認できるようにするため、都道府県名 等の産地の表示をする場合、当該産地の次に括弧を付して「産地未検査」と記載 します。

また、「産地未検査」の用語は、平成23年7月の改正により初めて使用されるものであるため、注記し、消費者に「産地未検査」の意味を積極的に表示するようお願いします。